

第Ⅱ部 平成24年度 資源循環型都市の形成に関する年次報告

第1章 資源循環型都市形成に向けての普及啓発

第1節	普及啓発事業の推移	19
第2節	市民・事業者・行政による取り組み	20
1.	集団資源回収	20
2.	レジ袋削減に向けた取り組み	23
3.	廃棄物減量等推進審議会	24
4.	廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）	25
5.	清掃行政協力者表彰	26
6.	コンポスト容器・電動式生ごみ処理機購入費補助制度	27
7.	生ごみ・剪定枝葉の資源化	28
8.	市川市リサイクルプラザの設置	30
9.	在宅医療廃棄物の適正処理	30
第3節	行政からの情報発信	31
1.	「ごみ分別ガイドブック」の配布	31
2.	「資源物とごみの分け方・出し方」の配布	31
3.	ホームページ・広報誌等による情報発信	31
第4節	環境学習	32
1.	環境学習用副読本の配布	32
2.	出前説明会	32
3.	施設見学者の受入れ	32
4.	リサイクル施設見学ツアー	33

第1章 資源循環型都市形成に向けての普及啓発

第1節 普及啓発事業の推移

大量生産・大量消費という経済システムは豊かな社会と利便性をもたらしましたが、生活様式は大量消費・大量廃棄（使い捨て）型に変化しました。このため廃棄物の量が増大し質も多様化したことから、行政のみでは対処しきれないほどの問題となりました。このため、市民・事業者との協働の下、ごみの発生抑制、減量、資源化を基本とする資源循環型都市形成に向けての普及啓発活動を推進する以下の事業を実施してきました。

- 昭和52年 ・一部の自治（町）会や子ども会などで新聞・雑誌・ダンボール等の自発的な資源回収を開始
- 昭和56年 ・小学4年生用副読本を配布
- 昭和57年 ・集団資源回収が全市的な運動として開始(7月)
- 平成元年 ・「シェイプアップ市川」 “ごみを減らして” をキャンペーンタイトルに開始(4月)
- 平成 2年 ・集団資源回収参加団体に対し、回収した量に応じた奨励金の交付を開始(4月)
- 平成 7年 ・中学3年生を対象とした副読本を配布
・「市川市リサイクルプラザ」を開設(6月)
- 平成12年 ・電動式生ごみ処理機の購入費補助制度を導入(5月)
- 平成14年 ・(財)市川市清掃公社が「じゅんかん堆肥」(1袋40リットル)を販売(8月)
- 平成15年 ・市民と市の協働により、ごみの出し方全般及びその他ごみ関連のリサイクル情報を1冊にまとめた「ごみ分別ガイドブック」を作成し、市内全戸に配布(11月)
- 平成16年 ・消費者代表・事業者代表・市で構成する「マイバッグ運動推進会」を発足し、市内全域でマイバッグ運動を展開(7月)
・「じゅんかん堆肥」(1袋15リットル)を販売(10月)
- 平成17年 ・従来の小・中学生用の副読本を循環型社会の構築という視点から内容を大幅に見直して作成し、市内公立、私立小・中学校に配布(3月)
- 平成18年 ・リサイクルプラザに3R相談窓口を設置
・じゅんかんパートナーを150名から350名体制へ拡充強化
- 平成19年 ・じゅんかんプロジェクトと協働作業で清掃ホームページをリニューアル
- 平成20年 ・小学生の親子を対象としたリサイクル施設の見学・体験ツアーを開始
- 平成22年 ・資源化協力店にレジ袋不要カードを配布
- 平成23年 ・じゅんかん堆肥の製造を休止
- 平成24年 ・電動式生ごみ処理機購入費補助制度の廃止(3月)
・市川市リサイクルプラザを移転(4月)

第2節 市民・事業者・行政による取り組み

廃棄物問題は私たちの毎日の生活と密接なつながりがあることから、市民・事業者・行政がしっかりと連携して減量やリサイクルなどの対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、計画や施策の方向性の提示及びチェック・改善等を審議する廃棄物減量等推進審議会、事業の実施に対しての市民参加システムである“じゅんかんパートナー”など、廃棄物行政に係る様々な段階で市民と協働で取り組む制度を設け、資源循環型の都市づくりに向けた取り組みを推進しています。

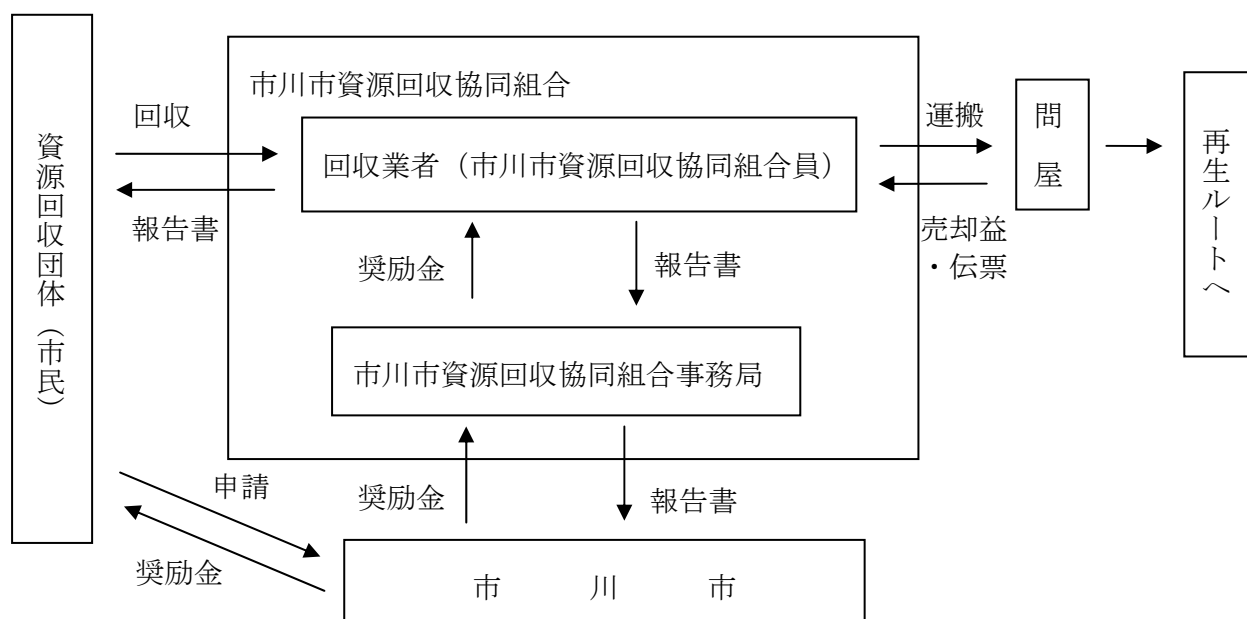
1. 集団資源回収

市民の自主的な資源回収活動として、集団資源回収が自治（町）会・子ども会等多くの団体に広く行われており、市はこれらの団体に対して、回収業者等についての情報提供・物品の貸し出し・奨励金の交付等により、その活動を支援しています。

回収品目は紙類（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック）、布類、生きビン（リターナブルビン）、雑ビン、カンの8品目で、回収は各団体の市への登録申請に基づき、市・各団体・業者で協議の上実施しています。

登録申請を行った各団体は、紙類・布類・生きビン（リターナブルビン）・雑ビン・カンの区分ごとに回収場所へ資源物を排出し、市川市資源回収協同組合に加盟した回収業者が回収します。（団体毎に回収日や回収品目が異なります）

集団資源回収フロー



集団資源回収登録団体への奨励金単価の推移

年度	紙類	布類	生きビン・雑ビン	カン
平成 2年度	3円/kg	3円/kg	3円/kg	3円/kg
平成 4年度	3円/kg	3円/kg	8円/kg	8円/kg
平成 5年度	5円/kg	5円/kg	8円/kg	8円/kg
平成11年度	5円/kg	5円/kg	5円/kg	5円/kg
平成15年度	3円/kg	3円/kg	3円/kg	3円/kg

市川市資源回収協同組合への奨励金単価の推移

年度		紙類	布類	生きビン	雑ビン	カン
業務内容		回収及び再生処理	回収及び再生処理	回収及び再生処理	再生処理	再生処理
奨励金単価	平成 7年度	4円/kg	4円/kg	15円/kg	—	—
	平成 9年度	4円/kg	4円/kg	15円/kg	1円/kg	1円/kg
	平成18年度	3円/kg	3円/kg	15円/kg	1円/kg	1円/kg
	平成21年度	3円/kg	3円/kg	0円/kg	40円/kg [※]	40円/kg [※]
	平成22年度	3円/kg	3円/kg	0円/kg	33円/kg	33円/kg

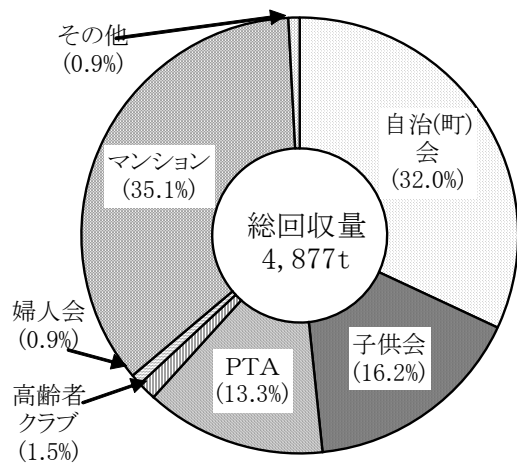
※平成21年度よりビン・カンの回収を、市直営から市川市資源回収協同組合に移管したため、21年度より回収を含む額となっている。

集団資源回収 実施団体構成（平成24年度）

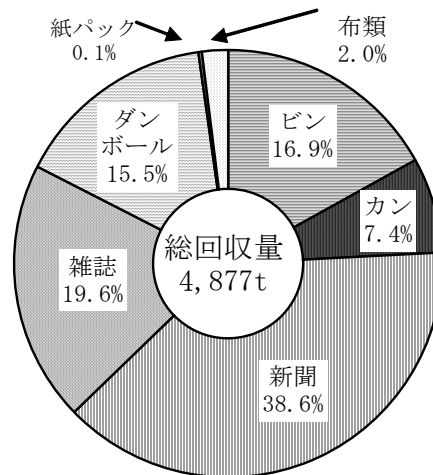
実施団体	実施団体数				回収量 (t)	奨励金 (千円)
	ビン・カン 紙類・布類 の4種類を 回収	ビン・カン の2種類を 回収	紙類・布類 の2種類を 回収	計		
自治(町)会	33	20	15	68	1,562	4,686
子供会	18	10	21	49	790	2,370
P T A	9	4	15	28	650	1,951
高齢者クラブ	2	1	2	5	72	216
婦人会	2	0	0	2	44	133
マンション	43	0	62	105	1,712	5,137
その他	1	0	5	6	46	137
計	108	35	120	263	4,877	14,630

※回収量は団体でトン未満を四捨五入、奨励金は団体で千円未満を四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

団体別回収割合 (平成24年度)



品目別回収割合 (平成24年度)

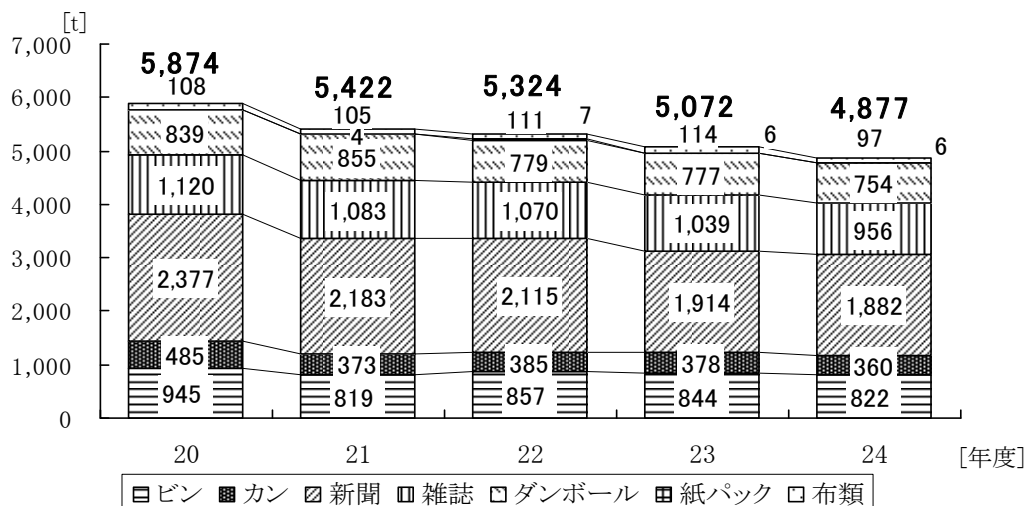


集団資源回収 品目別回収量・回収登録団体への奨励金の推移

集団回収 品目	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		23→24 重量 の増減
	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	重量 (t)	奨励金 (千円)	
生きビン	47	141	4	11	2	5	1	4	1	3	0
雑ビン	898	2,693	815	2,446	855	2,565	843	2,528	821	2,464	▲ 22
カン	485	1,456	373	1,119	385	1,156	378	1,134	360	1,079	▲ 18
新聞	2,377	7,132	2,183	6,550	2,115	6,346	1,914	5,741	1,882	5,645	▲ 32
雑誌	1,120	3,359	1,083	3,249	1,070	3,208	1,039	3,119	956	2,867	▲ 83
ダンボール	839	2,517	855	2,564	779	2,336	777	2,330	754	2,263	▲ 23
紙パック	—	—	4	12	7	22	6	18	6	19	0
布類	108	324	105	315	111	334	114	343	97	291	▲ 17
合計	5,874	17,622	5,422	16,266	5,324	15,972	5,072	15,217	4,877	14,631	▲ 195

※奨励金は品目ごとに千円未満を四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

集団資源回収 品目別回収量の推移



2. レジ袋削減に向けた取り組み

3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中で最も重要なことは「リデュース（ごみの発生抑制）」です。特に、市内に最終処分場を持たない本市にとって、ごみの発生抑制は資源循環型社会の実現に向けた取り組みの中でも最重要課題です。市では市民や事業者がごみの発生抑制に取り組むきっかけとなるよう、ごみ減量化・資源化協力店制度やマイバッグ運動を実施しました。一部のスーパー等では自発的にレジ袋有料化を実施するなど、社会全体もごみの発生抑制に向けて変わりつつあります。

今後も市民・事業者と共にレジ袋をはじめとするごみの発生抑制に取り組んでいきます。

(1) ごみ減量化・資源化協力店制度

消費者である市民と商品の販売を通じて最も密接な関わりを持つ販売店を対象として、**ごみの減量及び資源化を推進するため、平成3年10月1日から市民・販売店・市の三者が一体となったごみ減量化・資源化協力店制度を実施**し、商品の簡易包装の促進、使い捨て製品の取扱い減少、マイバッグ運動など様々な工夫を行っています。

平成24年度末現在：139店舗



ごみ減量化・資源化協力店
認定ステッカー

<認定基準>

ごみ減量化・資源化協力店が取り組む内容は以下のとおりで、次の項目（ア）～（ウ）までの各項目からそれぞれ1つ以上実施している販売店を対象に認定しています。

- （ア）ごみ減量に関することについて
 - ・レジ袋の有料化を実施している
 - ・レジ袋の使用について、店頭などで消費者に確認している
 - ・レジ袋の薄肉化又は軽量化をしている
 - ・レジ袋を辞退した消費者にポイントなどのインセンティブを付与している
 - ・マイバッグ等の持参を消費者に呼びかけている
 - ・商品の大きさに応じた、包装類を使用している
 - ・トレイ無し商品の販売を推奨している
 - ・量り売りをしている商品がある
 - ・詰め替え商品を積極的に販売している
- （イ）資源化に関すること及び店舗から出るごみの減量等について
 - ・リサイクル商品等、環境に配慮した商品を販売している
 - ・店舗のごみ減量・資源化に努めている
 - ・店舗において再生紙や再生品等、環境に配慮した資材・備品等を使用している
 - ・資源物を店頭で回収している
- （ウ）啓発に関することについて
 - ・消費者に店内放送やポスター掲示等でごみ減量・資源化を呼びかけている
 - ・従業員に対し環境教育等を実施し、意識の向上を図っている
- （エ）その他
 - ・前号に掲げるほか、創意工夫によるごみの減量・資源化を推進している

3. 廃棄物減量等推進審議会

(1) 目的

一般廃棄物の減量、資源化や適正処理等に関する施策などの審議機関として、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第8条に基づき、「市川市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

(2) 組織

審議会は、市議会議員、学識経験者、自治(町)会などからの市民の代表者、市内の生産・販売関係者、廃棄物処理業者などの15名の委員で構成。任期は2年。(再任を妨げない)

※廃棄物減量等推進審議会構成(女性委員比率27%) 平成25年4月1日現在

<内訳> 市議会議員2名(0)、学識経験者5名(1)、市民の代表4名(3)、
生産・販売関係者3名(0)、廃棄物処理業者1名(0) ※()は女性委員数

(3) 活動

審議会は、下記の事項について、市長からの諮問を受けて審議会を開催し、答申をしました。

平成13年度：循環型社会における市川市の一般廃棄物処理のあり方について

平成14年度：「循環型都市いちかわ」の実現に向けた発生抑制のあり方について

平成15年度：「市川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正に向けた基本的方向性について

平成16年度：市川市一般廃棄物処理基本計画に掲げた目標達成に向けて市の廃棄物行政が取り組むべき施策の方向性について

平成17, 18年度：市川市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を踏まえた、市民・事業者・行政の新たな方策について

平成19, 20年度：市川市一般廃棄物処理基本計画(じゅんかんプラン21)の改訂に向けた新たな施策と基本的方向性について

平成22年度：市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例に定める一般廃棄物処理手数料(動物の死体及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物を市の処理施設に搬入するときに徴収する手数料)の見直しについて

(4) 今後

「資源循環型都市」の実現に向けて、各委員からの幅広い視点による意見を求めながら、市民・事業者とのパートナーシップの下で活動を推進していきます。

4. 廃棄物減量等推進員（じゅんかんパートナー）

（1）目的

平成5年7月1日に施行された「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」第11条に基づき設置され、市（行政）及び事業者と協働で“資源循環型都市いちかわ”の実現を目指し、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）という3Rの推進に三者が一体となり取り組んでいくことを目的に設置しています。

（2）組織

市内を14地区に分けて、公募市民をベースに自治会推薦者等を加えた市民218名（平成24年度末現在）で構成しています。

（3）活動

- ・日常生活において、3Rの推進に自ら積極的に取り組む。
- ・市民や地域に対し、3Rの普及活動を積極的に行う。
- ・ごみ集積所における分別、管理の状況や不法投棄の状況を確認する。
- ・各種研修会やシンポジウムに参加し、ごみに対する知識を得る。
- ・以上の活動実績を市に報告する。

（4）今後

パートナーシップにより循環型社会を目指す地域の核として活動してもらうため、研修会等を充実していきます。



じゅんかんパートナー リーダー施設見学会

5. 清掃行政協力者表彰

昭和54年度から毎年、資源回収活動及び地域清掃等により、ごみの減量化や地域の環境美化に貢献された自治(町)会、子ども会、小学校PTA等の団体及び個人を、清掃行政への協力者として表彰しています。平成24年度末までの累計表彰件数(個人、団体)は436件です。

平成24年度 清掃行政協力者表彰

区分	受賞団体名	活 動 内 容
団 体	市川市立稲荷木小学校 P T A	昭和56年より、月2回、学校と地域にステーションを置き、空きビン・空きカンの資源回収を行っている。
	市川市立鶴指小学校 環境委員会	平成21年度から、週1回、エコキャップ・空きカン・プルタブを回収している。
	長谷川介護サービス 株式会社	平成21年10月頃から、古着や日常品で、巾着やバスマットなどにリメイクして、施設内で使用している。
	白幡自治会	平成5年度から、月2回、ビン・カンの集団回収を行っている。
個 人	個人 6組	平成18年頃から、月2回、信篤窓口連絡所敷地内の植木の剪定・除草・清掃作業を行っている。また、平成20年からは連絡所玄関前の花壇にも花を植栽している。
		平成19年頃から、週4～5回、中山3丁目児童公園内の清掃を行い、月1回、雑草の刈取りをしている。また、盗難放置自転車を若宮交番に連絡している。
		平成19年頃から、平田小学校、市川工業高校付近から俗称二番堀道路の清掃・草むしり等を行っている。
		平成7年から、月2回以上、塩焼中央公園を中心に、地域内の芝・草刈・枯葉等の整理を行っている。
		平成14年以前から、6月・10月に各10日間程、自然環境を保全するため、セイタカアワダチソウやアメリカセンダングサの除去作業・清掃活動を行っている。
		平成18年から、毎月第四日曜日に、東山魁夷記念館の庭園や駐車場内の雑草 除去、園内全体の清掃を行っている。

6. コンポスト容器・電動式生ごみ処理機購入費補助制度

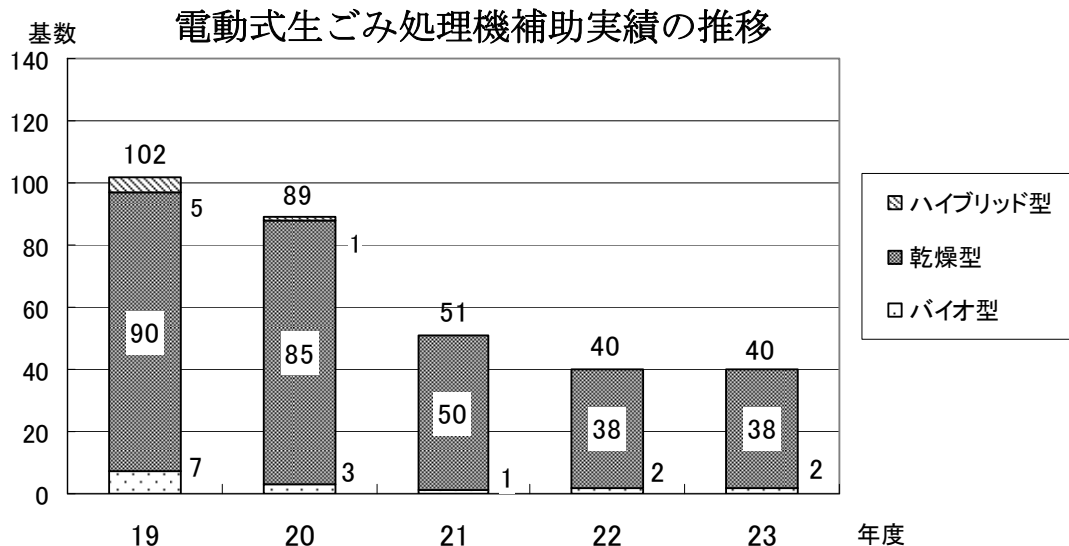
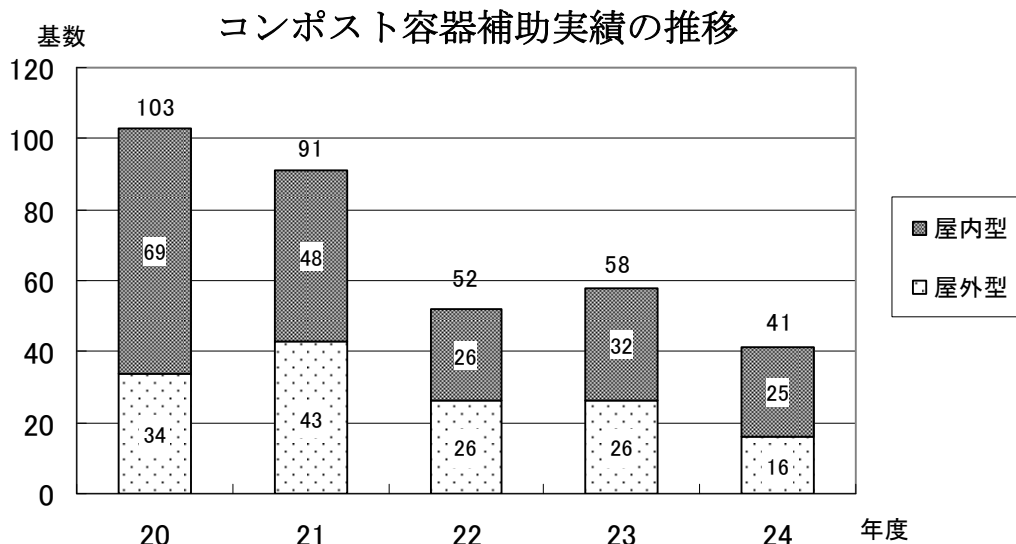
ごみの発生抑制の一環として、家庭から出る燃やすごみの約3割を占める生ごみを減量し、燃やすごみを削減するため、市ではコンポスト容器（生ごみ堆肥化容器）・電動式生ごみ処理機購入費の補助を行い、家庭でできるごみ減量・資源化の普及、意識の醸成を図っています。

なお、電動式生ごみ処理機購入費の補助については、事業仕分けの結果を踏まえて、23年度末で廃止しました。

(1) 補助内容・補助実績

区分	タイプ	補助開始時期	補助内容	補助基数 (24年度)	
コンポスト容器	屋外型	平成3年6月	購入費の半額 (100円未満切り捨て、 上限3,000円、1世帯2基まで)	16基	計 41基
	屋内型(密閉型)	平成8年1月		25基	

(2) 補助実績の推移



7. 生ごみ・剪定枝葉の資源化

生ごみのリサイクルとして、平成11年度に庁内関係課と市内農家・農協と連携し、生ごみの資源化事業に向けた協議会を設置し、公共施設へ「生ごみ処理装置」を設置。処理装置で処理したものにクリーンセンターに搬入された樹木の剪定枝葉をチップ化したものを混合し、堆肥を製造しました。

平成12年度から、試験的に製造を始めた堆肥の品質を実証するため、農家での試験使用を行ったところ好評を得たので、**平成14年8月1日より「じゅんかん堆肥（木質系土壌改良材）」として製造・販売を開始しました。**これにより、市川市クリーンセンターの焼却量の削減と資源循環の推進が図られています。

※東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響に伴い、じゅんかん堆肥の製造を休止しています。（平成24年度末）

（1）生ごみの資源化

平成11年度より下表のとおり、市内小中学校・保育園・市役所本庁舎に生ごみ処理装置を設置しています。この生ごみ処理装置によって生成される発酵物（一次生成物）は、「じゅんかん堆肥」の製造に有効活用されています。

- ① 処理能力：15～100kg／日・基
- ② 設置状況（平成23年度末現在）

設置年度	設置場所	設置基数	累計 設置基数
平成11年度	南新浜小学校、市川第二中学校、市役所本庁舎	3基	3基
14年度	北方小学校、百合台小学校、本北方保育園	3基	6基
15年度	中山小学校、菅野小学校、信篤小学校	3基	9基
16年度	曾谷小学校、若宮小学校、南行徳小学校	3基	12基
17年度	塩焼小学校、国分小学校、稲越小学校	3基	15基
18年度	稲荷木小学校、富美浜小学校、塩浜小学校	3基	18基
19年度	柏井小学校	1基	19基

※塩焼小、国分小、稲越小は平成24年8月に撤去のため、平成24年度末現在は16基

- ③ 生ごみ資源化量の推移

生ごみ処理装置の使用により、平成24年度は約46トンの生ごみを資源化し、焼却処理量を削減することができました。

（2）剪定枝葉の資源化

本市では、平成11年度より市内の公園等からクリーンセンターに搬入された剪定枝葉を、粉碎機でチップ化して資源化を実施しています。

(3) じゅんかん堆肥の製造・販売

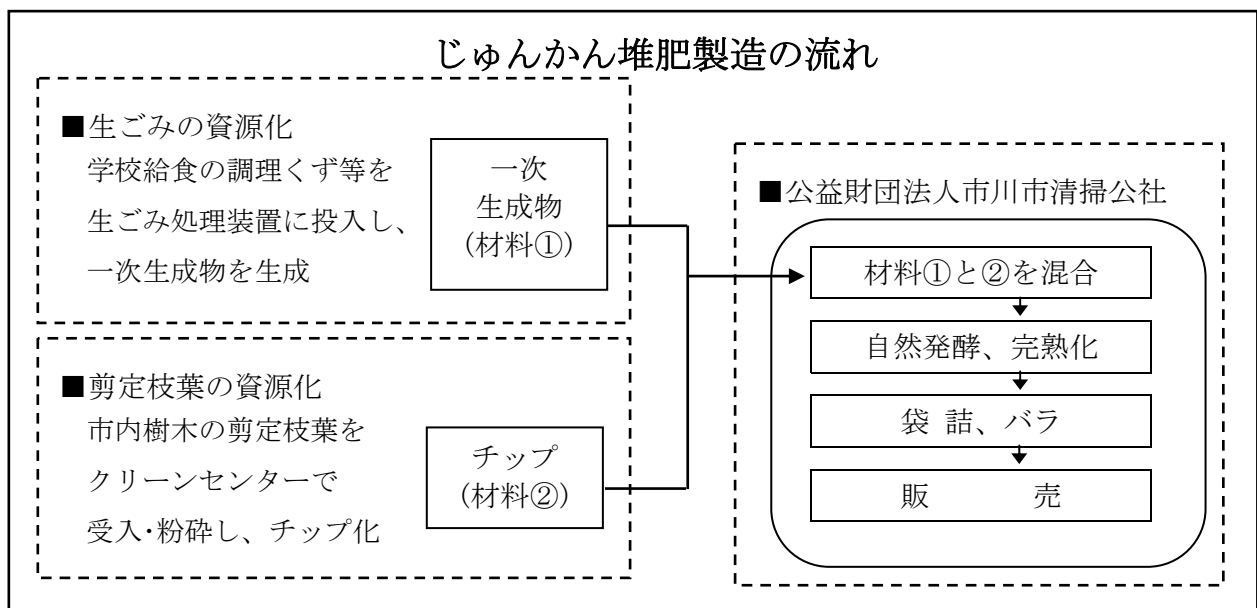
- ① 企画 : 市川市環境清掃部
- ② 製造・販売元 : 公益財団法人市川市清掃公社
- ③ 販売店 : 公益財団法人市川市清掃公社、J A市川市ほか
- ④ 店頭渡し価格 : 40% / 20kg 1袋473円 (税込)
15% / 7.5kg 1袋347円 (税込)
- ⑤ 製造・販売実績



じゅんかん堆肥

生ごみ・剪定枝葉の資源化の年度別推移

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
生ごみ 資源化	生ごみ投入量	56.7t	56.9t	49.7t	47.9t	45.7t
	一次生成物量 (材料①)	11.2t	15.8t	10.2t	10.3t	9.4t
剪定枝葉 資源化	剪定枝チップ量 (材料②)	423t	419t	415t	84t	0t
じゅんかん 堆肥	じゅんかん堆肥 製造量	338t	269t	228t	59t	0t
	じゅんかん堆肥 販売量	326t	263t	204t	165t	0t



8. 市川市リサイクルプラザの設置

リユースの取り組みの一つとして、家庭で不用となった家具やベビー用品などを引き取り、再生して展示販売を行うため、**平成7年6月1日に市川市リサイクルプラザを開館し**、平成24年4月1日に現在の場所へ移転しました。

リサイクルプラザでは、家具の再生販売のほか、掲示板によるリユース情報の提供、リユースやリサイクルの推進、ごみ問題全般に関する情報を市民に提供しています。



開館以来多くの市民に利用されており、市民の「物を大切に作る心」を育て、資源循環型社会形成を担う役割を果たしています。

【施設の概要】

所在地：市川市南八幡2丁目18番9号（分庁舎A棟1階）

- 事業内容：① 家庭から出る不用品の引き取り・修理・展示販売
 ② リユースについての情報提供
 ③ リユースやリサイクル、廃棄物に関する図書・資料の貸し出し
 ④ リユースやリサイクル、廃棄物に関する講習会等の開催

リサイクルプラザの利用状況等

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
開館日数	293日	295日	295日	298日	308日
来館者数	35,354人	36,242人	33,437人	29,177人	15,137人
販売点数（譲渡点数）	7,550点	7,511点	6,389点	4,838点	3,500点
フリーマーケット開催回数	17回	16回	11回	12回	0回
リサイクル講座開催数	10回	12回	13回	11回	3回

9. 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療に伴って排出される廃棄物（以下「在宅医療廃棄物」という。）の適正処理について、在宅医療廃棄物の回収及び処理に関する役割の明確化するために、平成21年11月1日に市川市、一般社団法人市川市医師会、社団法人市川市歯科医師会、社団法人市川市薬剤師会・市川市薬業会の4者で「在宅医療廃棄物の適性処理に関する協定」を締結いたしました。

この協定に基づき平成22年4月より注射器及び注射針等の鋭利なものや感染性の危険が高いものは、提供を受けた医療機関又は薬局・薬店に返却するなどの適正処理を開始しました。

第3節 行政からの情報発信

1. 「ごみ分別ガイドブック」の配布

平成15年度循環型社会推進懇談会（じゅんかんプロジェクト）にて、**市民と市の協働によりごみの分け方・出し方全般及びその他ごみ関連のリサイクル情報を1冊にまとめた詳細版「ごみ分別ガイドブック」（A4判）**を平成15年11月に作成し、市内全戸に配布しました。

現在は、転入者を対象に毎年作成し、配布しています。



「ごみ分別ガイドブック」

2. 「資源物とごみの分け方・出し方」の配布

「ごみ分別ガイドブック」の簡易版として**「資源物とごみの分け方・出し方」（A3判リーフレット）**を配布しています。

また、「資源物とごみの分け方・出し方」については、翻訳ボランティアの方々の協力により外国語版を作成しており、**英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語の6ヶ国語**があります。



「資源物とごみの分け方・出し方」

3. ホームページ・広報誌等による情報発信

資源物とごみの分別方法や市の様々な取り組み、イベント等の情報を「市川市じゅんかん白書」（年に1回発行）や市のホームページ、環境清掃部清掃広報誌「じゅんかんニュース」（年に数回発行）、広報いちかわ等を通じて市民に発信しています。



じゅんかん白書



じゅんかんニュース



広報いちかわの特集

第4節 環境学習

1. 環境学習用副読本の配布

こどもの頃から循環型社会への理解を深めるため、本市の取り組みや日々の生活で心掛けること等をわかりやすくまとめたものを、小学生用の副読本として作成し、配布しています。

市内公立・私立の小学4年生全員と、中学校に図書室閲覧用として10冊ずつ配布しています。



副読本

2. 出前説明会

本市の「資源循環型都市いちかわ」に向けた取り組みを進めるため、ごみの12分別など、本市の清掃行政についての出前説明会を随時受け付けており、市内各学校や自治（町）会・各地域のイベントなどに出向き説明を行っています。

出前説明会実施実績

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
実施回数	16回	13回	11回	5回	10回
参加人数	553名	516名	489名	610名	1,509名

3. 施設見学者の受入れ

市民の皆さんがごみの減量に取り組むきっかけになるよう、クリーンセンターと衛生処理場では施設見学を随時受け付けており、小学生（主に3・4年生）、中学生、自治（町）会、各市民団体が施設見学を実施しています。

クリーンセンターの施設見学者数

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
団体数	66	61	55	53	47
人数	4,008名	3,925名	4,022名	3,841名	3,528名

衛生処理場の施設見学者数

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
団体数	8	4	6	7	5
人数	377名	252名	373名	395名	372名

4. リサイクル施設見学ツアー

(1) 夏休み！親子で体験 リサイクルツアー

市内在住の小学生の親子を対象としたリサイクル施設の見学、リサイクル体験会の企画を平成20年度から開始しました。

23年度は、日鐵物流君津株式会社市川工場（プラスチック製容器包装類の中間処理施設）の見学、市川市クリーンセンターの見学、京葉ガス株式会社での紙すき体験などを実施しました。



親子リサイクルツアーの様子

(2) リサイクル施設見学ツアー

高校生以上の市民を対象に、市内外にあるごみ処理施設やリサイクル関連施設を見学する施設見学会を実施しています。

リサイクルツアー開催実績

年度	見学場所	参加者数
20年度	市川市クリーンセンター、京葉ガス(株)、北越製紙(株)関東工場	26人
	日鐵物流君津(株)市川工場、新日鐵君津製鐵所	33人
21年度	市川市クリーンセンター、京葉ガス(株)、リサイクルプラザ (2回開催)	61人
	日鐵物流君津(株)市川工場、新日鐵君津製鐵所	28人
22年度	日鐵物流君津(株)市川工場、市川市クリーンセンター、京葉ガス(株)、(株)市川環境エンジニアリング原木事業所、日鐵物流君津(株)市川工場、市川市クリーンセンター、(株)ハイパーサイクルシステムズ	33人
		28人
23年度	日鐵物流君津(株)市川工場、市川市クリーンセンター、京葉ガス(株)、(株)ハイパーサイクルシステムズ	30人
	日鐵物流君津(株)市川工場、市川市クリーンセンター、(株)ハイパーサイクルシステムズ	14人
24年度	日鐵物流君津(株)市川工場、市川市クリーンセンター、京葉ガス(株)、(株)ハイパーサイクルシステムズ	20人
	日鐵物流君津(株)市川工場、市川市クリーンセンター、(株)ハイパーサイクルシステムズ	16人

※上段は夏休み！親子で体験リサイクルツアー、下段は、一般リサイクル施設見学ツアー